

合板・製材生産性強化対策事業実施要綱

〔農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知〕
平成28年1月20日付け27林整計第236号

第1 趣旨

「総合的なT P P 関連政策大綱」に即し、地域材の競争力強化に向け、生産性向上等の体質強化を図るための合板・製材工場等の整備とそれらに向けて原木を安定的に供給するための間伐材の生産及び路網整備等を一体的に実施する取組への支援を行う。

第2 事業の内容及び事業実施主体等

本対策による事業については、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容及び事業実施主体等は別表のとおりとする。

1 合板・製材生産性強化基金活用事業（以下「基金活用事業」という。）

- (1) 体質強化計画の策定
- (2) 木材加工流通施設等整備
- (3) 間伐材生産・路網整備

2 基金管理運営事業

第3 事業の仕組み

- 1 農林水産大臣は、合板・製材生産性強化対策事業費補助金交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）第3の規定に基づき、合板・製材生産性強化基金（以下「基金」という。）の設置・管理を行うこととして事業開始年度（平成27年度）に選定された団体（以下「基金設置団体」という。）に対して、補助金を交付する。
- 2 基金設置団体は、1により交付を受けた補助金により基金を造成し、当該基金を活用して、基金活用事業に要する経費を都道府県知事に補助する。
- 3 都道府県知事は、基金活用事業について、市町村及び事業実施主体からの申請に基づき補助を行うほか、自ら基金活用事業を実施できるものとする。

第4 体質強化計画等

1 体質強化計画

- (1) 都道府県知事は、他の事業及び関係機関等との十分な調整を図った上で、林野庁長官が別に定めるところにより、第1の趣旨を踏まえて体質強化計画を作成し、林野庁長官の承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県知事は、体質強化計画の作成に当たって、広域にわたる間伐材等の需要と供給との調整や事業の円滑な実施のための調整等を行うことが必要な場合にあっては、基金活用事業を実施する地域の市町村、森林組合等の林業事業体、木材加工業者等から構成する地域連絡会議を設置することができる。
- (3) 都道府県知事は、体質強化計画について、林野庁長官が別に定める重要な変更を行う場合は、林野庁長官が別に定めるところにより、その承認を受けるものとする。

2 都道府県年度事業計画

- (1) 都道府県知事は、体質強化計画に基づく基金活用事業の実施に当たって、林野庁長官が別に定めるところにより、毎年度、事業の開始前に、当該年度の事業計画（以下「都道府県年度事業計画」という。）を作成し、林野庁長官の承認を受け

るものとする。

(2) 林野庁長官は、(1) の承認後、承認した都道府県年度事業計画を基金設置団体に通知する。

(3) 都道府県知事は、都道府県年度事業計画について、林野庁長官が別に定める重要な変更を行う場合は、林野庁長官が別に定めるところにより、林野庁長官の承認を受けるものとする。

3 事業実績報告

(1) 都道府県知事は、林野庁長官が別に定めるところにより、前年度に実施した基金活用事業の実績を林野庁長官に報告する。

(2) 林野庁長官は、(1) の報告を受けた後、当該報告の内容を基金設置団体に通知する。

(3) 基金設置団体は、林野庁長官が別に定めるところにより、前年度における事業実績及び基金の管理運営に係る事業の実績をとりまとめ、林野庁長官に報告する。

4 体質強化計画の達成状況の報告

都道府県知事は、林野庁長官が別に定めるところにより、体質強化計画に定めた指標の目標値の達成状況を林野庁長官に報告する。

第5 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、事業実施主体は互いに緊密に連携し、事業を推進する。

第6 その他

合板・製材生産性強化対策事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めるところによる。

別表

事業内容	事業実施主体	補助率等
I 合板・製材生産性強化基金活用事業		
1 体質強化計画の策定 (1) 体質強化計画の策定 (2) 事業実施に必要なフローチャートアップ	(1) 都道府県 (2) 都道府県、市町村、地域連絡会議	定額
2 木材加工流通施設等整備 (1) 木材加工流通施設等整備 ① 間伐材等加工流通施設整備 ② ストックヤード整備 (2) 木材加工流通施設等整備附帯事業（(1)の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等）	(1) 及び(2) 都道府県及び市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人その他都道府県知事が認めるものであって体質強化計画に明記された事業主体	定額（1/2以内（沖縄県については2/3以内）で都道府県知事が定めるものとする。） 附帯事務費については1/2以内
3 間伐材生産・路網整備 (1) 間伐材生産 ① 間伐材の生産（不用木の除去（侵入竹を含む）、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。）、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、その他附帯施設整備（林内作業場、土場等）の実施 ② 関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等）	(1) 都道府県及び市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に定める森林整備法人をいう。以下同じ。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの）をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第76号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。）、森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林経営計画（森林法（昭和26年法律第111条）に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法第11条第4項（同法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）に間伐実施主体として定められたものその他	定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。） 附帯事務費については1/2以内

(2)路網整備 ① 林業専用道（規格相当）整備 ア）林業専用道（規格相当）整備 イ）関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等） ② 森林作業道整備 ア）森林作業道整備 イ）関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等） (3)高性能林業機械等の整備	都道府県知事が認めるものであって体質強化計画に明記された事業主体 (2) 都道府県及び市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人等、森林経営計画の認定を受けた者、森林施業計画の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画に実施主体として定められた者その他都道府県知事が認めるもの (3) 都道府県及び市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等が組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、林業事業体、森林整備法人、その他都道府県知事が認めるものであって体質強化計画に明記された事業主体	定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。） 附帯事務費については1/2以内 定額（1/2以内（沖縄県については2/3）で林野庁長官が別に定める基準に基づき、都道府県知事が定めるものとする。） 附帯事務費については1/2以内
Ⅱ 基金管理運営事業 基金活用事業の管理及び基金の管理運営	事業開始年度（平成27年度）に選定された団体	定額